



栃木県公報

令和5(2023)年
9月8日(金)
第436号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 699
- 予定保安林..... 700
- 解除予定保安林..... 701
- 土地区画整理組合の定款変更の認可..... 701
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可..... 702

公 告

- 令和5(2023)年度採石業務管理者試験の実施..... 702
- 令和5(2023)年度砂利採取業務主任者試験の実施..... 703
- 患畜の届出..... 704
- 土地改良事業の工事完了..... 705
- 県営土地改良事業の工事完了..... 705

調 達 等 公 告

- 入札公告(特定調達公告)..... 705

正 誤

- 令和3(2021)年第176号中..... 707
- 令和3(2021)年第249号中..... 707
- 令和4(2022)年第338号中..... 708
- 令和5(2023)年第388号中..... 708
- 令和5(2023)年号外第14号中..... 708

告 示

栃木県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
みぶ駅前薬局	下都賀郡壬生町中央 町4-13	株式会社ふれあいファーマシー 代表取締役 生井 代次	令和5(2023)年 9月1日	育成医療及び 更生医療
なでしこ薬局 東三 島店	那須塩原市東三島 3-67-30	高橋 直之	令和5(2023)年 7月1日	育成医療及び 更生医療

(障害福祉課)

栃木県告示第346号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5（2023）年9月8日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市河原字新屋2088、2089-1、2089-2、字大石田841から843まで、845、846、2003・2004-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、字大沢806、字下田1990-1、1990-2、1991、1992、1993-1、1993-2、字太子堂2090-2、2090-3、2090-8、2090-9、2091、2092、2096、字中ノ内2082、2085-2、字中ノ内裏2080-1、2081、2084-1、2084-4から2084-7まで、2085-1、字平山1994から1998まで、1999-1、2000、2001、2002-1、字福岡1048、1051、1052、2079-1、2079-6から2079-8まで、2079-10、2079-13

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字蓑沢字荒金沢1208-162

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒金沢1208-162（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市白岩町字山口上手1375

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口上手1375 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第347号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

I

1 解除予定保安林の所在場所

鹿沼市久野字小棚1623-1・1623-2 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

河川用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 解除予定保安林の所在場所

鹿沼市久野字小棚1623-1・1623-2 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第348号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小山市思川西部土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

1 組合の名称 小山市思川西部土地区画整理組合

2 事業施行期間 平成26(2014)年2月7日から令和7(2025)年3月31日まで

3 施行地区 小山市大字立木字寺ノ前の全部、及び字新道、字寺ノ南、字寺ノ内、字堤内、字十二所、字上宿、字村南、字膳棚、字間々下、字天神、字堀本、字大日川原の各一部の区域

- 事務所の所在地 栃木県小山市立木1410番地1
- 設立認可の年月日 平成26(2014)年1月31日
- 変更の内容 定款第57条第5項の変更(清算金の分割徴収又は分割交付)
- 変更認可の年月日 令和5(2023)年8月31日

栃木県告示第349号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、小山市思川西部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

- 組合の名称 小山市思川西部土地区画整理組合
- 事業施行期間 平成26(2014)年2月7日から令和7(2025)年3月31日まで
- 施行地区 小山市大字立木字寺ノ前の全部、及び字新道、字寺ノ南、字寺ノ内、字堤内、字十二所、字上宿、字村南、字膳棚、字間々下、字天神、字堀本、字大日川原の各一部の区域
- 事務所の所在地 栃木県小山市立木1410番地1
- 設立認可の年月日 平成26(2014)年1月31日
- 変更の内容 資金計画書の変更
- 変更認可の年月日 令和5(2023)年8月31日

(都市計画課)

公 告

○令和5(2023)年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13に規定する採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により公告する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

- 試験日時
令和5(2023)年10月13日(金)
午前10時から正午まで(120分)
- 試験場所
栃木県庁本館9階・会議室3
宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 試験科目
(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 受験手続
(1) 受験願書及び添付書類
採石法施行規則第8条の9の規定による受験願書1部、写真2葉(縦6cm、横4cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。)
(2) 願書受付期間
令和5(2023)年9月11日(月)から同月22日(金)までの間とする。なお、郵送により提出する場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。
(3) 受験手数料
栃木県収入証紙8,100円分(受験願書に貼ること。)

- (4) 受験資格
特になし
- (5) 願書提出先及び問合せ先
栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当（本館6階）
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 電話028（623）3197
- (6) 合格者の発表
- ア 合格発表の日時
令和5（2023）年11月2日（木）午前10時
- イ 合格発表の場所
合格者の受験番号を県庁屋外掲示場及び栃木県産業労働観光部工業振興課のホームページにて公表する。
- ウ 合格証の交付
合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- エ 試験結果の開示
- (ア) 開示内容
個人の科目別得点及び総合得点
- (イ) 開示方法
受験票により本人であることを確認後、栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当において受験者本人に開示する。
- (ウ) 開示期間
合格発表日から令和5（2023）年12月1日（金）までの間とする。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までの間とする。
- (7) その他
受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに、工業振興課のホームページに掲載する。
なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒（送付先住所及び氏名を明記すること。）を同封の上、請求すること。

○令和5（2023）年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和5（2023）年9月8日

栃木県知事 福田 富一

- 試験日時
令和5（2023）年11月10日（金）
午前10時から正午まで（120分）
- 試験場所
栃木県庁本館9階・会議室3
宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 試験科目
(1) 砂利の採取に関する法令事項
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験手続
(1) 書面による場合
ア 受験願書及び添付書類
砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉

(縦6cm、横4cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。)

イ 受験手数料

栃木県収入証紙8,100円分(受験願書に貼り付けること。)

ウ 願書提出先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当(本館6階)

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 電話028(623)3197

(2) 栃木県電子申請システムによる場合

ア 申請方法

栃木県電子申請システム「令和5年度砂利採取業務主任者試験」の申請フォームに必要な事項を入力し、顔写真の画像データをアップロードの上、受験申込申請をすること。なお、添付する画像データは、縦6cm、横4cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したものをアップロードすること。ただし、ファイルサイズは、10MB以下、ファイル形式は、jpeg、jpg又はpngとする。

イ 受験手数料

栃木県から「栃木県砂利採取業務主任者試験願書の受理について」と件名に記載されたメールが届いた後、利用可能な電子納付の方法を選択して8,100円を納付すること。

5 願書受付期間

令和5(2023)年10月2日(月)から同月19日(木)までの間とする。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日時

令和5(2023)年11月29日(水)午前10時

(2) 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

また、栃木県産業労働観光部工業振興課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(3) 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

(4) 試験結果の開示

ア 開示内容

個人の科目別得点及び総合得点

イ 開示方法

受験票により本人であることを確認後、栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当において受験者本人に開示する。

ウ 開示期間

合格発表日から令和6(2024)年1月4日(木)までの間とする。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

7 その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに、工業振興課のホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒(送付先住所及び氏名を明記すること。)を同封の上、請求すること。

(工業振興課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和5(2023)年8月28日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良事業の工事完了

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	完了年月日
上駒生共同施行体	上駒生地区土地改良(区画整理)事業共同施行	令和4(2022)年5月31日

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営江戸川温水ため池地区土地改良(農業用排水施設)事業	令和4(2022)年2月18日

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5(2023)年9月8日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- 借入件名及び数量 栃木県警察WAN端末等 一式
- 借入物品の特質等 詳細は入札説明書による。
- 借入期間 令和6(2024)年2月1日(木)から令和11(2029)年1月31日(水)まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- 借入場所 栃木県警察本部及び栃木県内各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「N通信、情報処理」小分類「2情報関連サービス」又は大分類「Pその他のサービス」小分類「2リース、レンタル」

- 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)

年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-623-3801

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和5(2023)年9月8日(金)から同年10月6日(金)まで入札情報システムで公開する。ただし、仕様書は来庁による交付とする。

来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年10月24日(火)午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)又は持参により同期日までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年10月25日(水)午前10時

栃木県警察本部2階入札室

(4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札参加希望者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び仕様書に基づき作成した書類を令和5(2023)年10月6日(金)午前10時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県警察物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月26日付け栃会第434号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者が仕様書に基づき作成した書類をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書に基づき作成した書類を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 仕様書に基づき作成した書類が、仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年10月20日(金)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 仕様書等に関する質問及びその回答

ア 質問期限及び質問方法

令和5(2023)年9月22日(金)午後5時

上記期限までに電子入札システムにより質問すること。

ただし、紙入札者は、質問書様式により、電子メールで提出するものとする。

イ 質問及び回答の一斉公開期限及び公開方法

令和5(2023)年9月29日(金)

上記期限までに電子入札システム及び栃木県警ホームページ上に公開する。

(6) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県警察物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月26日付け栃会第433号)第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県警察物品等電子調達実施要領及び栃木県警察物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Personal Computers for Tochigi Prefectural Police WAN, 1set.

(2) Time and Date of bidding:

17:00, October 24, 2023

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Accounting Division,

Department of Police Administration

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510

TEL 028-623-3801

(警察本部警務部会計課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和3 (2021)年 第176号	83	下から6	平成26(2014)年1月31日	平成26(2014)年2月7日
令和3 (2021)年	965	下から6	平成26(2014)年1月31日	平成26(2014)年2月7日

第249号				
令和4 (2022)年 第338号	956	下から7	平成26(2014)年1月31日	平成26(2014)年2月7日
令和5 (2023)年 第388号	179	13	令和2(2020)年3月19日	令和2(2020)年4月1日
令和5 (2023)年 号外第14号	5	8及び9	第39号	第 号